

## 教育委員会4月定例会会議録

1. 日 時 令和3年4月27日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教育長 入野浩美  
職務代理者 今野登喜子  
委 員 鈴木敏之  
委 員 長沼早苗  
委 員 岡島 学
4. 委員以外の出席者  
教育部長 望月亮一 参 事 菊地正和  
教育総務課 藤井 徹 学 務 課 田中裕之  
生涯学習課 佐賀憲一 文化振興課 中澤達也  
スポーツ振興課 大橋 博 指 導 課 長谷川清美  
学校給食センター 寺崎敏彦 図 書 館 武藤知子  
博 物 館 木塚久仁子 上高津貝塚 黒澤春彦
5. 議 題
  - (1) 議 案  
議案第1号 土浦市立学校事務の共同実施に係る中心校及び連携校の指定等について  
(教育総務課)  
議案第2号 令和3年度土浦市一般会計補正予算(第3回)に対する意見について  
(スポーツ振興課・指導課) (非公開)  
議案第3号 令和3年5月1日付け教育委員会の人事異動について  
(教育総務課) (非公開)
  - (2) 報 告
    - ① 夜間中学(常総市)への就学に伴う債務負担行為の設定に係る専決処分について  
(学務課)
    - ② 土浦市立幼稚園における給食の実施に関する要綱の一部改正について  
(学務課)
    - ③ アレルギー疾患等により給食を摂ることができない児童、生徒又は職員に対する給食の停止に関する要綱の廃止について  
(学務課)
    - ④ 土浦市立幼稚園の園児数の推移について  
(学務課)
  - (3) その他
    - ① 土浦市文化財保存活用地域計画の作成について  
(文化振興課)
    - ② 令和3年度ヒューナックアクアパーク水郷の営業について  
(スポーツ振興課)
    - ③ 令和3年度土浦市学校教育指導方針について  
(指導課)
    - ④ 土浦市議会議員政治倫理審査委員会委員の推薦について  
(教育総務課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 それでは、定刻となりましたので、教育委員会の定例会を開会したいと思います。  
開会に先立ちまして、本日は本年度最初の定例会でございます。4月に定期人事異  
動もありましたので、職員の紹介を、少し時間をいただいてさせていただきたいと  
思います。

まずは、私から自己紹介させていただきます。改めまして、4月1日付で教育長に  
就任しました入野でございます。どうぞよろしく申し上げます。先生方とともに、  
土浦市の教育の振興のために尽力してまいりたいと考えております。

ほかの職員、部長以下、自己紹介よろしく申し上げます。

—————職員自己紹介—————

教 育 長 それでは、こういったメンバーで今年1年頑張っていきたいと思います。改めまし  
て、よろしく願いいたします。

本日の開会に当たりまして、委員の出席者数を満たしておりますので、本日の会議  
は成立するというところで進行をさせていただきます。

そしてまた、議案第2号、議案第3号につきましては、議会開会前の情報、あるい  
は人事案件ということで、非公開で進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 そして、議案第3号でございますが、人事案件ですので、関係職員以外は退室する  
予定であります。そのため審議の順番を、5番のその他の報告の終了後とさせてい  
ただきたいと思います。どうぞ御了承をお願いしたいと思います。

それでは、次第の2番になりますが、教育長報告事項について、教育総務課より説  
明をお願いいたします。

教育総務課 ————— 3月19日以降の行事について報告 —————

教 育 長 ただいま報告として月間の事項を報告いただきましたが、何かございますか。よろ  
しいですか。

それでは、次第の3番、議案のほうにまいります。

まず、議案第1号 土浦市立学校事務の共同実施に係る中心校及び連携校の指定等  
について、引き続き教育総務課長より申し上げます。

教育総務課 議案第1号について説明させていただきます。定例会の資料4ページをお願いしま  
す。

土浦市立学校事務の共同実施につきましては、複数の学校事務職員が共同で学校事  
務の処理を行うことにより、事務処理の効率化、職員の資質の向上を図るとともに、  
学校運営等への支援を行い、教員の負担軽減を図ることなどを目的としております。  
規定に基づきまして、中心校及び連携校の指定等についてお諮りするものです。

1番の中心校及び連携校の指定については、市内小中学校を四つのグループに分け  
ており、各グループにおける中心校及び連携校を指定するものです。変更があるの  
は、下線の引かれている第1グループと第4グループです。どちらも人事異動等に

より変更するものです。詳細は次の2番で説明させていただきます。

2番の総括グループ長及びグループ長、副グループ長の任命について、(1)の総括グループ長は、前任者の退職により、昨年度都和中学校のグループ長をお願いしておりました栗原主査に総括グループ長をお願いするものです。(2)のグループ長及び副グループ長については、グループの中で、原則として学校主査の職にある者を任命し、学校主査が配置されていない場合は、係長の職にある者を任命するものです。

次の5ページをお願いいたします。

3番の学校事務共同実施協議会会員の委嘱については、学校事務の共同実施の推進を図るため、中心校の校長、教頭及び教務主任の代表者、総括グループ長、グループ長、副グループ長を、また、教育委員会事務局職員の中から教育委員会が指名する職員について委嘱するものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

教 育 長

ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

市立学校の事務職員は、一人職、学校で一人ですので、若い職員は18歳から、高校を卒業して就任する場合もございます。従って、先輩、後輩でそういうスキルアップをする環境を整えなければいけないわけです。同じ仕事をやっているということで、仕事、あるいは他の悩みも共有できる、それで共通の仕事を効率化できるというメリットがたくさんある制度です。力のある職員を教育委員会が指名することで、その辺も学校主査の配置を認めていただいたので、これで十分カバーしていけるなど考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号は原案のとおり可決することといたします。

議案第2号にまいりたいと思います。こちらは非公開案件です。令和3年度土浦市一般会計補正予算(第3回)に対する意見について、スポーツ振興課お願いします。

【議案第2号「令和3年度土浦市一般会計補正予算(第3回)に対する意見について」を協議】(非公開)

教 育 長

それでは、議案第2号を原案どおり可決することで決定をいたしました。

続きまして、議案第3号は先ほど申し上げたとおり、後ほど審議をしていただくということで、次第の4番、報告事項に先にまいりたいと思います。

報告事項(1)になりますが、夜間中学への就学に伴う債務負担行為の設定に係る専決処分について、学務課よりお願いします。

学 務 課

委員会資料の14ページをお願いいたします。

夜間中学校(常総市)への就学に伴う債務負担行為の設定に係る専決処分についてご説明いたします。

1の趣旨及び2の内容につきましては、常総市立水海道中学校では、令和2年4月1日から夜間中学校を開校し、不登校など様々な理由で義務教育を修了できなかった県内在住者の就学を受け入れておりますが、常総市は、市外からの就学者に対し

て、就学するに当たり、居住自治体に応分の負担を求めています。

この夜間中学校に就学の方が本市に転入したことにより、当該中学校の運営費等の一部に当たる必要経費の負担及び支払いについて、常総市から令和3年4月1日付で覚書及び年度協定書を締結することとなりました。その際、令和3年度の就学に係る負担金の額の確定は、常総市としましては令和4年9月以降となるため、支払い年度の歳出予算を決定することができないため、覚書及び協定書を締結するに当たって、令和4年度までの債務負担行為を設定する必要がありますが、

また、負担金について定めた協定書を令和3年4月1日付で締結することに伴い、債務負担行為につきましては、同日付で設定する必要がありますが、議会上程する時間的猶予がないことから、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分を行ったものでございます。

3番目としまして、債務負担、必要経費の額につきましては、4月1日付で常総市から示された限度額8万9,000円としております。

説明は以上でございます。

教 育 長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

今野委員、どうぞ。

今 野 委 員 夜間中学というものは私の認識不足でしょうけれども、意外というか、今の時代、夜間中学ってあるんだと改めて分かったことなのですが、県の中にはいくつかこのような学校があるのでしょうか。

学 務 課 茨城県内では、こちらの1校だけでございます。

今 野 委 員 先ほど説明にあったように、不登校で通えなかった子が改めて中学校課程を履修するみたいなことで、昔だと戦争などの理由で学校を卒業できなかった人たちが通う、といったことはあったと思いますが、この学校は3年では終わらないんですか。どのような教育課程になるのですか。

教 育 長 概況について、いきさつも含めて説明してもらえればと思います。

学 務 課 基本的にこちらの夜間中学校に関しましては、茨城県内の市町村に住民票のある方で、中学校を卒業していない方、または卒業しても、不登校などの理由により義務教育を十分受けられなかった方、あとは中学校の就学義務の年齢を超えた方、こちらの方が対象で、3年間の就学ということになっております。

教 育 長 今回の方は外国の方、その説明をお願いします。

学 務 課 今回、本市に転入された方につきましては、外国籍の方で年齢が40歳という方でございます。

今 野 委 員 そうですね。義務教育だから卒業できないということは通常は考えられないので、外国籍の方であれば分かります。

教 育 長 外国籍の方が結構多くいらっしゃいます。学ぶ意欲がたくさんある方が多いようです。考え方としては、義務教育ですので、本来は在住している土浦市でそのような環境や条件をきちんと整えられればいいのでしょうかけれども、常総市のほうでは地域の事情もあり、学校を設置しているので他の市の方も受け入れます、ということです。ただ、施設の使用料であるとか、そういったものはご負担をいただきたいというものです。

本来ですと、当初予算できちんと人数分の負担金を用意すればいいわけですが、予算編成が終わった段階で、急にそのような事実が判明した。補正予算等々で今年度対応すればいいわけですが、常総市のほうでは、土浦市からその8万9,000円の負担金をもらうのは、その次の年ということですので、当初予算が成立していない段階でその負担を認めなければならないので、先行してそれをお約束する、そのような債務負担行為ということで今回諮りたいということでございます。

長沼委員、どうぞ。

長沼委員  
学務課

期間が令和3年度から令和4年度というのは、1年分という意味でしょうか。

基本的には、令和3年度の負担なのですが、令和4年度の9月に金額が正式に決定しますので、こういう設定の形を取らせていただいております。

教育長  
学務課  
長沼委員

3年度分ですね。

はい、3年度分でございます。

学務課  
教育長

1年で8万9,000円ですか。

そうです。

役所の都合で数字が片方の土浦市と常総市で、そういう事情となります。ですから、またその次の年も、8万9,000円決算を打った後で求めが来ると、そういう経緯でございます。

それでは、報告事項の(1)についてはよろしいでしょうか。

続きまして、(2)土浦市立幼稚園における給食の実施に関する要綱の一部改正について、学務課長。

学務課

続きまして、15ページをお願いいたします。

土浦市立幼稚園における給食の実施に関する要綱の一部改正について報告いたします。

1の改正の趣旨としましては、現在、市立幼稚園において提供している給食について、食材の単価上昇に適正に対応するとともに、園児への安定的な給食の提供を図るため、給食費の見直しを行い、市立幼稚園における給食の実施に関する要綱の一部を改正するものでございます。

2の改正の主な内容については、次のとおりでございます。

今回の給食費の見直しにつきましては、茨城県学校給食会から購入している御飯、パン及び麺の主食の見直しに伴う給食費の見直しでございます。

一つ目の表、副食費対象園児7名につきましては、副食費とはおかずでございますが、令和元年10月から開始した幼稚園の保育料無償化により、給食費のうち副食費、おかず代については、14ページをお願いいたします。経緯等の中の中点の二つ目、令和元年10月から開始した幼稚園の保育料無償化により、給食費のうち副食費、おかず代については、①年収360万円未満相当の世帯の子ども、②としまして、第3子以降の子ども(小学校第3学年修了前の子どもを1人目としてカウントした方)について、おかずの徴収免除対象となった給食費の改正でございます。改正前は、月額3,300円の給食費のうち、御飯、パンなどの主食費が850円で、副食費の2,450円が徴収免除されておりました。今回の改正においても、給食費は月額3,300円のまま据置きし、徴収免除額は2,420円となり、若干ではございますが、軽減幅は減りました。

た。

13 ページをお願いします。

二つ目の表につきましては、副食費免除対象外、おかずの対象外の園児 12 人の給食費でございます。こちらにつきましては、給食費月額 3,300 円は据置きで変わりません。三つ目の表につきましても、教職員の給食費で、給食費の据置きは変わりません。

説明は以上でございます。

教 育 長

ちょっと複雑な規定の改正ですが、ご質問等ございましたらお願いしたいと思えます。

新たな負担は生じないという理解でよろしいですか。内訳の関係でということですね。

学 務 課

はい。

教 育 長

今まで免除されていた方の負担は、現金の負担は変わりません。若干内部の構成が、補助関係が少しと変わるという内容となります。規定がこのようになっていたので、こういったケースはこのように直さざるを得ないということで事務的なことです。よろしいでしょうか。

では、次の（3）アレルギー疾患等により給食を摂ることができない児童、生徒又は職員に対する給食の停止に関する要綱の廃止について、学務課長をお願いします。

学 務 課

15 ページをお願いいたします。

アレルギー疾患等により給食を摂ることができない児童、生徒又は職員に対する給食の停止に関する要綱の廃止についてでございますが、廃止の理由につきましては、要綱の第 1 条の「土浦市学校給食センター条例施行規則第 3 条第 6 項に規定するアレルギー疾患等により給食を摂ることができない児童、生徒又は職員に対する給食の停止に必要な事項」、こちらにつきましては、昨年 3 月に策定しました、教育委員さん方にもお配りしたと思うのですが、こちらのマニュアルに基づいて全て行っていることから、この要綱に基づく運用は行っていないため、市民の方に対して混乱を招くことなどもあることから、廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

よろしいでしょうか。事務整理でございます。

それでは、報告事項（4）土浦市立幼稚園の園児数の推移について、学務課長からお願いします。

学 務 課

こちらにつきましては、土浦市立幼稚園の再編計画を平成 28 年 5 月に策定後、教育委員会の定例会におきまして、毎年、4 月 1 日現在の市立幼稚園の園児数について報告させていただいているものでございます。

2 園のうち、新治幼稚園につきましては、令和 2 年度末、今年の 3 月末で廃止いたしました。土浦幼稚園につきましても、令和 3 年度末に廃止が予定されております。令和 3 年度の土浦幼稚園の状況でございますが、園児数は 19 名、前年度比で 21 名減、定員に対する充足率は 15.8%となっております。

なお、資料下の表は、学級編制及び支援を要する園児数をまとめたもので、学校数については 1 学級で、そのうち支援を要する園児については 6 名となっております。

支援を要する園児の対応については、例年同様、特別支援教育支援員を配置しており、配置人数は2名となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの報告事項につきましてご意見等ございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項は終了となります。

次第の5、その他に移ります。

(1) 土浦市文化財保存活用地域計画の作成について、文化振興課よりお願いします。

文化振興課

定例会資料の17ページをお願いいたします。

土浦市文化財保存活用地域計画の作成についてご説明いたします。

本計画の作成に関連しまして、先月3月の定例会において、文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱の制定を御承認いただいたところでございますが、本計画の概要につきまして、改めてご説明させていただきます。

1番目、「文化財保存活用地域計画」とは、地域の歴史や文化にまつわる状況や背景に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的、一体的に保存・活用することにより、地域の文化財をまちづくりの核として、歴史や文化を生かしたまちづくりを推進するものでございます。

2番目、法改正の経緯でございますが、平成29年12月に文化審議会において、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要と提言があり、これを受けて平成31年4月に改正文化財保護法が施行されたものです。

改正の主な概要は、(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用、(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直しが主なものでございます。

3番目、県内の計画作成状況でございますが、既に文化庁の計画認定を受けているのが牛久市、常陸大宮市の2市、現在作成に取り組んでいるのが日立市、今年度より計画作成に取り組むのが土浦市と石岡市の2市でございます。

4番目、本計画の位置づけでございますが、18ページの上段の図をご覧ください。改正文化財保護法と本市の最上位計画である総合計画の下に位置づけられるものでして、市の関係諸計画とも連携、調整を取りながら、文化財を生かした事業を推進していくことを目指しております。

5番目、計画の効果につきましては、住民、民間団体、文化財部局、庁内関係部署などが地域総がかりで文化財を守り、生かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていく、国に対して登録文化財の提案が可能、文化財施策に対する財政措置の拡充・優遇、まちづくりなどと連携した効果的な文化行政の推進などが挙げられます。

6番目、文化財保存活用地域計画推進協議会については、設置要綱に基づき、協議会の委員は20人以内をもって組織し、学識経験者、商工業、観光に関する団体の代表者、行政職員などで構成いたします。任期は2年で、5月の定例会において委員の委嘱について上程する予定であります。

7番目、今後のスケジュールでございますが、計画の作成は令和3年から4年度にかけて作成し、5年度上半期に国の認定を得ることを目指してまいります。

また、本計画に並行して、都市政策部において、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定も併せて目指していきたいと考えているものでございます。説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思えます。

鈴木委員 令和5年度上半期に国の認定を得るということですが、国の認定を得られた場合には、何か財源的な補助とかあるのでしょうか。

文化振興課 全国からいろいろな補助金の要望がございます。その中で優遇して取り上げていただく、また、ほんのわずかですが、数%の割り増しがあるということでございます。その他に何かございますか。

教 育 長  
岡島委員 土浦市はこれからということだと思っておりますが、もし分かれば、牛久市と常陸大宮市はどんなことをやっているのか教えていただけますか。

文化振興課 牛久市、常陸大宮市も、計画が認定されたということで、実際の具体的な動きはこれからということで伺っております。

例えば牛久市ですと、牛久ワイナリーが日本遺産に認定されたというバックアップ的な事業があって、それとリンクして文化財をまちづくりに生かしていき、国からも助成、交付金、優遇措置を受けられるようにということで進めているようでございます。

教 育 長 常陸大宮市は、人面の出土品とか、要は考古の関係で国のほうにも関わる文化財ということで、そこでその他のたくさんの地域振興策として、いろいろなものを無形のものも含めてつくったように耳にしております。

本市としては博物館をはじめ、上高津貝塚とか、文化財だけではなくて、蔵の通りであるとか、霞ヶ浦であるとか、景観、名所的な、そういったものを取り上げて、課長から先ほどもあったように、歴史のまちという市役所全体で国交省の指導を仰ぎながら、全体で地域振興、文化振興、文化振興は文化財指定をして終わり、ということで活用があまりされなかったわけですけれども、もっと地域振興に活用しようということで、自治体ごとに計画を考えなさいという流れの中でできたわけです。本市としては、こういう歴史、文化、スポーツの振興ということもありましたし、いろいろなことで上手に整理をすれば非常にいいものができるのではないかなと思っております。また、ご相談を差し上げたいと思えます。

それでは、その他の(2)令和3年度ヒューナックアクアパーク水郷の営業についてということで、スポーツ振興課からお願いします。

スポーツ振興課 同じく定例会資料の19ページをお願いいたします。

令和3年度ヒューナックアクアパーク水郷の営業についてでございます。

昨年度は、臨時開放とでもいいでしょうか、そのような対応だったのですが、今年度につきましては、来る5月1日、今週末でございますが、早速第1期のちびっ子プール無料開放を行いまして、7月10日からは通常営業を予定しております。あくまで新型コロナウイルス感染症対策を施した上で、米印に書かせていただきました



が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、急遽、営業を中止する場合がありますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

なお、昨日、感染拡大市町村に指定されたこともありますので、今年度は営業するものの、積極的な広報周知は行わない方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

ただいまの内容につきまして、ご意見、ご要望、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

鈴 木 委 員

コロナ対策ということですが、具体的には入場制限、人数制限とか、そういうことは考えておられるのですか。

スポーツ振興課

コロナ対策でございますが、去年は無料開放がございましたので、一昨年までは、ちびっ子プールの無料開放などは、朝、門扉を開けるだけで無人の状態で行っていました。一番大きな感染症対策といたしましては、開設している間は、常駐の監視員、係員を2名常駐させておきます。それから除菌ですとか、来場者の検温、それからアマビエちゃんの登録、それからマスクも常備いたしまして、万が一持ってこない方のために無償で提供いたします。それから、係が常駐しておりますので、密になるような場面がありますれば、当然ながら、状況によっては入場制限をかけることも考えております。

教 育 長

よろしいでしょうか。先ほども話したとおり、悩ましい状況ではありますけれども、現時点ではこのように感染防止対策を徹底して対応する、そういった考え方で、課長が説明したとおり、万が一また情勢が変わったときには、必要な対応をしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、その他の（3）令和3年度土浦市学校教育指導方針について、指導課から申し上げます。

指 導 課

土浦市学校教育指導方針につきまして、別冊の資料をご用意いただければと思います。こちらにつきましては、去年の3月に一度お配りさせていただいておりますが、その中の14ページと15ページをお開きいただければと思います。

昨年度は14ページまでご紹介させていただきましたので、本日は15ページから簡単に説明させていただきます。15ページは、令和3年度の研修事業計画でございます。こちらの五つの研修を指導課のほうで予定してございます。

次に、16ページでございます。

令和3年度の研究推進校について、でございます。狙いは、表の下に書いてありますように、特色ある学校づくりを推進するとともに、その研究の成果を各学校に広めて、本市の教育の向上、発展を図るものでございます。

研究校としましては、研究2年次としまして、土浦第二中学校地区の小中一貫校を指定しております。1年次としましては、新治学園の義務教育学校でございまして、こちらはコミュニティ・スクールの導入を併せて、地域との交流をテーマにした研究を推進していく予定でございます。

続きまして、17ページをご覧ください。

土浦市教育相談室の対応でございます。教育相談室につきましては、電話相談と「ポプラひろば」といいます教育相談の二つを対応しております。その活動状況に

つきましては、真ん中の3番の(4)活動状況の表をご覧くださいまして、令和2年度は、通室児童生徒数が22名、学校に復帰したお子さんが12名おります。本年度も、心に悩みを持つ子どもたちや保護者に寄り添った支援を行ってまいりたいと思います。

続きまして、18ページと19ページをお開きください。

18ページは、本年度の指導課の事務担当一覧をお示しさせていただいております。

19ページは、その指導主事の担当教科、領域等でございます。そのほか、重複しますが、研究指定校、そして三つ目の表につきましては、指導員の担当教科と領域等になってございます。指導員につきましては、各校の力のある先生たちを10名指名しまして、計画訪問の際に授業参観して先生たちへの助言指導を行うというものでございます。

学校教育指導方針については以上でございますが、資料にはございませんが、昨日月曜日の県の記者会見におきまして、土浦市も感染拡大市町村に指定される旨の発表がございました。それに伴いまして、本市の各学校における対応につきましては、引き続き感染対策を講じながら教育活動を進めてまいります。

そこで、学校に対しましては、次の点を指示してまいります。

原則としては、感染症対策を再点検した上で、登校や授業、給食は通常どおり行います。中学校の部活動につきましては、可能な限り感染拡大防止対策を行った上で行ってまいります。運動部の練習試合につきましては、市内のみ練習試合をするということで対応を進めてまいります。

また、保護者につきましては、子どもたち、または同居家族の体調が悪いということで、PCR検査を受ける場合には、必ず学校のほうに連絡をお願いしますということで、再度通知をする予定でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

教 育 長  
長 沼 委 員

ただいま説明があったところにつきまして、質問等がございましたらお願いします。

15ページの研修事業計画の2番目の特別支援教育研修講座のWISC-IVの実施、これはどんな内容なのでしょうか。

指 導 課

特別支援教育研修講座の内容についてご説明させていただきます。こちらの検査は、WISC-IV（ウィスクフォー）というふうに呼んでおります。特別な配慮を要するお子様たちを対象にしまして、そのお子様がどんな点がつまずいているのか、どんな点が苦手なのかということを検査しまして、その検査に基づいて特別な支援を講じる手だてのための検査でございます。

教 育 長

よろしいですか。そのほかございますか。

この件についてはよろしいでしょうか。

では、その他の最後になります。(4)土浦市議会議員政治倫理審査委員会委員の推薦について、教育総務課をお願いします。

教育総務課

(4)の土浦市議会議員政治倫理審査委員会委員の推薦について説明させていただきます。資料はございません。

この委員会は、名称のとおり、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例に規定する政治倫理基準などに違反するか否かを審査する委員会でございます。委員の任期

は2年です。委員の推薦については、前委員の松延前教育委員の任期が本年6月に満了となることから、新たな委員の推薦について市の総務課より依頼があったものです。

事務局では、松延前委員の後任であります岡島委員に先日お願いをいたしまして、お引き受けいただきましたので、御報告をさせていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教 育 長

よろしいでしょうか。では、岡島委員どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次回の定例会の日程につきまして、教育総務課よりお願いします。

教育総務課

次回の日程をお願いいたします。事前に連絡をさせていただきました5月20日木曜日の16時から、定例会をお願いいたします。また、6月の市議会定例会の開会が、現在聞いたところ、6月1日火曜日の予定ということでございまして、一般質問通告が5月24、25日となる予定です。質問の内容によりますが、お諮りする内容の質問があった場合には、臨時会の開催を5月31日月曜日の17時からお願いしたいと考えております。お諮りする内容の質問がない場合には、事前に御案内したいと思いますので、一応予定のほうをお願いいたします。

説明は以上でございます。

教 育 長

5月の定例会は、5月20日木曜日の午後4時からという予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、一つ残ってしまいました議案第3号に移りたいと思います。人事案件となることから、教育部長、教育総務課長以外は退席をお願いいたします。

—————教育長、教育委員、教育部長、教育総務課長以外退席—————

【議案第3号「令和3年5月1日付け教育委員会の人事異動について」を協議】  
(非公開)

教 育 長

では、議案第3号、人事案、可決ということで整理をさせていただきます。

以上をもちまして、令和3年4月教育委員会定例会を閉会いたしたいと思っております。本日はありがとうございました。